

# 自由同和

大阪版

- 運動スローガン
1. 自由な論議の場を!
  2. 行政の主体性の確立
  3. エセ同和行為の排除

## No. 444

2024年(令和6年)2月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局  
堺市堺区大町東3丁2-28 永木ビル4F 北号室  
電話(072)224-1111  
■発行人 畑中幸司  
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

### 自由同和会近畿ブロック・近畿経済商工連合会 令和5年度幹部研修大会・定期要請行動



令和6年2月2日(金)午後11時より「大阪キャッスルホテル」に於いて、「自由同和会近畿ブロック・近畿経済商工連合会令和5年度幹部研修大会」が開催されました。

その後、近畿各局に対する定期要請行動を各理事分担して行いました。

大阪府本部畑中会長並びに中村副会長は、近畿経済産業局を訪問し、要望書を提出しました。



大阪市長  
横山 英幸 様

### 2024(令和6)年度 同和問題の早期完全解決に向けた要望書

2023(令和5)年11月29日

自由同和会大阪府本部  
会長 畑中 幸司

自由同和会大阪府本部  
大阪市内ブロック協議会  
代表 重 博文

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとする人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年に渡り続けられてきました、同和対策の特別措置法が平成14年3月に失効しましたが、再び、同和問題に特化した「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

先般、この法律の第6条に規定する部落差別の実態調査が実施され、令和2年6月に調査結果が公表されましたが、私どもが主張する「今や同和問題は完全に解決の過程にある」ことが証明されました。

私どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋げていきたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、本年6月成立しました「LGBT理解増進法」いずれの法律にも人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じるよう記載がありますが、「人権擁護法案」が前提であったことで実現には至っていません。

一方、国連の規約人権委員会、女子差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会などからも、国内人権機関の設置が幾度も勧告されております。平成29年7月に人種差別撤廃委員会へ提出された政府の第10回・11回報告に対しても平成30年8月に審査があり、その結果の総括所見が同月に採択され、同じ内容の勧告が出されました。

この総括所見の勧告に対して政府は令和元年9月に、「人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。なお、従前から、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部(全国8箇所)、地方法務局人権擁護課(全国42箇所)及びこれらの支局(全国261箇所)が設けられている。さらに、法務省では、全国で約14,000人の法務大臣が委嘱した民間ボランティアである人権擁護委員と協力して、人権啓発活動、人権相談及び人権侵害事件の調査救済といった人権擁護活動を行っている」とコメントを提出しているが、法律でもない訓令の「人権侵害事件調査処理規定」を持ち出したの苦しい言い訳をしています。

また、平成26年1月に批准書を寄託したことで同年2月19日から「障害者権利条約」の効力が発生していますが、この条約にも「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための国内機構を設置する」との条項があり、他の条約と同じように実施状況の国連への報告義務があります。

その第1回の報告を平成28年6月に提出されていますが、国連から令和元年10月にこの報告に対し、34項目の質問が出され、その中でパリ原則に従った独立した人権監視の仕組みを設立するためにとられた措置についての情報提供が求められていましたので、勧告されることは予想されましたが、新型コロナウイルス感染症のまん延から遅れていた審査が昨年8月22日・23日にスイス・ジュネーブの国際連合にて行われ、総括所見が9月2日の第611回会合において採択され、やはりパリ原則に基づく国内人権機関の設置が勧告されました。

これらのことを勘案すれば、パリ原則に準じた簡易・迅速・柔軟に人権救済を図る目的の国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする、平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、一日も早い成立を図り、国内人権機関としての「人権委員会」が設置されますよう、大阪市におかれましてもご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

また、格差社会は旧同和地区も例外ではなく、同和対策事業に依存した建築・土木業に従事する人が多く、「同和対策事業特別措置法」の終結や公共事業の減少などで、不安定な就労形態になり「格差社会」として重要な問題となっているのが現状であります。そのためにも、これら残存する格差はもとよりその要因を解消するべく新たな施策の拡充を要望いたします。

自由同和会大阪府本部といたしましても、このような状況を重く受け止め、その是正のため、市民の人権意識の向上及び同和行政の「総点検」に引き続き努めるとともに、同和行政のあるべき姿を考慮し、市民の皆様理解の得られる人権行政の確立に向けた政策提言に全力を尽くす所存であります。

大阪市におかれましても、本年6月1日「インターネット上の誹謗中傷などによる人権侵害に遭われた方への相談支援」また、本年10月2日「大阪市ヘイトスピーチの対処に関する条例に基づくヘイトスピーチの公表(横山英幸大阪市長)」インターネット上の人権侵害に対しての対処やあらゆる人権問題の解決は重要施策であります。

特に同和問題の早期完全解決に関しては、より効率的かつ効果的施策の構築を積極的に推進していただくとともに、下記の要望について、格別なるご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年2月8日(木)午後1時より大阪府役所地下1階第1共通会議室に於いて、「令和6年度大阪府同和問題関連部局との要望書協議」が開催されました。

畑中会長の挨拶で始まり、関連部局より回答がありました。

その後、質疑に移り「旧同和地区内の改良住宅空き家の状況と空き家が多いのは、防犯上の観点から大阪市はどのように対応しているのか」「コロナ融資の返済が始まっているが、中小零細企業はインボイス制度や物価の上昇人手不足などにより倒産件数が増えているのか、何か支援策はあるのか」「同和問題に関して教師に研修はされているのか、また、授業で同和問題に関する時間配分はどのようにされているのか。義務教育の授業でどの様に教えているか」「差別の起源説は教えているのか、いじめや差別はしない

という事を低学年から教えていくことが重要と思われるがどの様に教えているのか」「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」は素晴らしい事業だと思われるが、周知はどのようにされているのか、また、実施状況を教えてくださるか、スクールソーシャルワーカーなどにより対応されているのか。また、一人一台のタブレット端末を活用していじめの相談にも対応されているのか教えてください」など活発な意見交換がなされ時間的制約もあり、後日回答となる質問もありました。

今後も、積極的に同和問題の完全解決並びに人権問題の解決のため施策が実施されるよう要望し、あらゆる差別撤廃に向けて努力することを確認し終了しました。

# 2024(令和6)年度 大阪市同和問題関連部局との要望書協議

# 2024(令和6)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書

## 1 横山英幸市長の同和問題をはじめ様々な人権問題の早期解決に向けた決意を明らかにされたい。

### 2 基本要件

- 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、新たな施策は講じられるのか。
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。
- 令和4年度に発生し、大阪市及び大阪市教育委員会が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。  
大阪市及び大阪市教育委員会が行っている同和問題解決のための啓発事業や人権教育を明らかにされたい。
- 「大阪市人権行政推進計画」の進捗状況を明らかにされたい。
- 同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための施策を拡充されたい。
- 「ヘイトスピーチ解消法」が成立したが、ヘイトスピーチをなくすためにどのような施策を講じられるのか、また、被害者の救済はどのようにされているのか。
- 同和問題の早期解決のための総合調整機能の在り方と事業の必要性の把握の方策を明らかにされたい。
- 同和問題・人権問題の解決を中心に据えた予算編成の考え方を明らかにされたい。
- 大阪市の教職員は、足りているのか、教職員不足という話も聞かれるが大阪市の現状を明らかにされたい。  
また、教育委員会として、不登校の児童・生徒への対応や支援はどのようにされているのか明らかにされたい。
- 安定就労に向けた雇用対策及び就職差別防止のための取り組みを明らかにされたい。
- 新型コロナウイルス関連融資の返済が本格化するなか、中小零細企業は業績を回復できず倒産・廃業が増加しています。状況に応じた早期の支援が必要だと思われます。  
また、やむなく倒産に追い込まれたり・廃業した経営者が再チャレンジできる取組等の対策があれば明らかにされたい。
- 新型コロナウイルス感染症に感染された人や医療従事者等に対する差別や偏見で誹謗中傷や排除が見受けられることから、啓発活動を強力に推進されたい。  
また、ワクチンを接種できない人や接種しない人が差別されないよう配慮されるとともに、啓発活動を推進されたい。
- 「ストーカー規制法」がGPS機器や居場所が分かるスマートフォンアプリの悪用を禁じた3回目の改正が行われた。また、今後もDV被害者の増加が予測されるが、大阪市が把握される昨年度の相談件数・相談に対しての対応を明らかにされたい。
- 高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者の孤独や孤立防止のためにも 世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。独居高齢者が地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。  
大阪市の現状を明らかにされたい。
- 旧同和地区内の市営住宅の耐震化・老朽化による建て替えの考え方について明らにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにも、このような機会を契機に、民間事業等の力を活用するなど工夫を行い、福祉施設の導入や一部中堅所得者向けの特定賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくなるまちづくりの活性化に取り組んでいただきたい。
- 校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。
- 低所得世帯やひとり親家庭の子どもの貧困が問題になっている中、働くひとり親家庭からの新型コロナウイルス感染症拡大による解雇や派遣切りなどの相談状況等はどのようにしているのか。また、働くひとり親家庭への支援制度の進捗状況を報告されたい。  
また、「ヤングケアラー」の問題について、早期発見・支援が重要だと思われるが、子どもたちにヤングケアラーであるという自覚がない場合や他人に知られることに拒否感がある場合など生徒の変化や状況は、学校に於いて教師が察知できると思われるが相談体制は構築されているのか、こ

- の一年で大阪市が把握された件数・教育と福祉の連携はされているのか並びに取り巻く現状と課題を明らかにされたい。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出自粛中での家庭内でのDVや児童虐待が増加傾向にあると聞き及んでいるが、実態を把握されているのか。また、児童虐待による悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年6月改正され、令和2年4月から親の体罰の禁止と「児童相談所」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜索の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれない。児童虐待相談対応件数が年々増加しているが職員の人数が足りていないのが現状と言われているが、どのように取り組まれるか明らかにされたい。  
また、令和4年度に発生した幼児及び児童虐待の件数と年々増加している現状に係る課題と対策について明らかにされたい。また、大阪府や大阪府警との連携についても明らかにされたい。
  - SNS・インターネット・掲示板等の差別書き込みや悪質な投稿により精神的に追い詰められる人が増えているので、早急な対応が必要である。  
匿名であっても名誉棄損罪や侮辱罪といった犯罪に問われる場合もあるという事から、インターネットリテラシーについて、市民や教育現場に周知されるよう対策を講じられたい。  
また、削除依頼をする場合は、言論の自由に配慮して慎重に行われたい。
  - ILO111号条約を批准し、また、職場でのパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを禁止するILO第190号条約も批准し、国内法を強化され、各種施策を拡充されるよう、国への働き掛けを実施されたい。
  - 「いじめ防止対策推進法」が平成25年施行され10年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生している。平成29年3月「いじめ防止基本方針」も改訂され、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も策定されたことから、法の規定を踏まえ学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態の対処等指導されているか報告されたい。また、重大ないじめ事件が発生している現状を鑑みて、スクールカウンセラー・スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーの 拡充を図り、重大事態の回避を図っていただきたい。  
学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等に一層力を入れ、学校への徹底した指導をされたい。
  - 日本学生支援機構の奨学金制度は、貧困の連鎖を断ち切るための制度であるが、滞納者が増加していることから、第二種奨学金の「所得連動返還型」の導入をはじめ、奨学金制度の成績条項を撤廃し無利子枠を増やすとともに「給付型奨学金」の拡充を要望していく。  
大阪市におかれましても、若者が経済的事情により将来を諦めることなく自己実現を図れるよう、奨学金制度の一層の充実について、国に働きかけられたい。
  - 障がい者の雇用に関しては、教育委員会は法定雇用率が2.5%になっているが、大阪市教育委員会の実態及び今後の対策について明らかにされたい。
  - 大阪市における「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」の取り組み状況、進捗状況を明らかにされたい。
  - 学校における性的マイノリティについて、平成28年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(教職員向け)が通知されていますが、その趣旨を踏まえ、支援体制や相談体制が充実するよう、大阪市として学校に働きかけられたい。  
また、改訂される学校教員用の手引書「生徒指導提要」に記載するLGBTなど性的少数者の児童生徒への対応についても注意を払われたい。
  - 学校教育の中で、「道徳」が特別の教科として位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであると考え。小中学校で道徳心が培われ、いじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。  
「同和問題」についての授業がなされているのか堺市では、行われているが、実情を明らかにされたい。
  - 地域のまちづくりやコミュニティの活性化等々については、区長マネジメントのもと、区役所を中心に取り組まれると認識しているが、関係局と連携を図り、地域の課題や実情を把握し、取り組んでいただくよう求める。

## 2024(令和6)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書 大阪市回答

### 1 横山英幸市長の同和問題をはじめ様々な人権問題の早期解決に向けた決意を明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課  
同和問題(部落差別)をはじめとする、さまざまな人権問題については、インターネット上での誹謗中傷や差別を助長・誘発する書き込みをはじめ、ヘイトスピーチ、LGBTなどの性的少数者に関わる偏見、外国人住民との共生など、広範多岐にわたる対応が求められる状況にあり、人権が尊重される社会の実現に向けた取組みが、ますます重要となっています。  
こうした中、本市においては、これまで「大阪市人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、すべての人の人権が尊重される社会の実現のため、同和問題(部落差別)をはじめ、さまざまな人権課題への取組みを進めています。

今後とも、国や大阪府と連携しながら、取組みを推進してまいります。  
**基本要件 2-(1)**  
**「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、新たな施策は講じられるのか。**

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課  
本市では、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題(部落差別)をはじめとする、さまざまな人権課題の解決に向け、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき人権啓発・教育や相談などの取組みを推進しています。  
とりわけ、同和問題(部落差別)に関しては、インターネット上での誹謗中傷や差別を助長・誘発するような書き込みなど、悪質な差別事象が発生していることや市民意識調査の結果においても、数値は改善しているものの、依然として結婚や住宅の選択に際して忌避意識が残っていることは認識しており、国や大阪府と連携しながら、「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、引き続き粘り強く、適切に対応し、同和問題(部落差別)の一日も早い解決をめざしてまいります。

**2-(2)**  
**「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。**

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課  
本市では、法務省に対し「人権救済等に関する法制度の確立について」として、「児童・高齢者・障がい者等に対する虐待、子ども同士のいじめや配偶者等への暴力等のほか、インターネット等を悪用した、いわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が多数発生しています。また、平成28(2016)年4月には「復刻 全国部落調査 部落地名総鑑の原典」と題し、同和地区名とする地名等を一覧にした書籍が発行、販売されようとしたところ。このような様々な人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権救済等に関する法制度を早期に確立してください。」という要望や、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策等について」として、「国の責務を踏まえた運用方針及び具体的な施策の内容を早急に示すとともに、必要な財政措置を講じてください。」という要望などを大阪府や大阪府市長会等と連携して行っています。

**2-(3)**  
**令和4年度に発生し、大阪市及び大阪市教育委員会が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。**  
**大阪市及び大阪市教育委員会が行っている同和問題解決のための啓発事業や人権教育を明らかにされたい。**

市民局 人権啓発・相談センター／教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当  
人権啓発・相談センターが把握している令和4(2022)年度の同和問題に関する差別事象は14件で、その内訳は、電話が1件、投書が4件、発言が4件、その他(インターネットの書き込みなど)が5件となっています。いずれの事象についても、今なお根強く存在する偏見や差別意識、忌避意識に基づくものと認識しており、これらに対する広報・啓発として、同和問題(部落差別)に関する人権啓発DVDの貸し出しや人権啓発情報誌「KOKORO ねっ」とへの記事掲載、作品募集事業や各種広報媒体を活用するほか、人権啓発推進員・企業啓発支援事業などの研修を通して啓発活動に取り組んでいます。

教育委員会が把握している各学校園における令和4(2022)年度の同和問題に関する差別事象は、1件です。事案の概要は、不動産業者による、「校区には同和地区を含むか」という電話での問い合わせです。学校は不動産業者に対し、差別性の指摘及び啓発の試みをしました。差別性を指摘したところで切電したため、啓発までは至りませんでした。同様の事案があることも想定されるため、教育委員会内で情報共有し、校長会等を通して各学校へ事案を周知し、同様の事案があった際にはマニュアルに基づき適切に対応するよう指示いたしました。  
学校園における同和問題に関する差別事象が起こった際には、教職員による共通理解・学級・学年の子どもたちへの指導・助言等に基づきながら、部落差別の解消に向けた教育及び啓発を進めてまいります。  
教育委員会では、平成28(2016)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されたことを受け、平成30(2018)年度に「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」を改訂しました。  
本実施計画に基づき、各学校園でのより一層の人権教育の充実を図るため、「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」において、運営に関する計画と人権教育推進との関連や目標、各学年、各教科・領域における人権教育の目標を記述するなど、子どもの発達段階や各教科の特性に応じて、地域との連携を進めながら学校園での教育活動全体を通じて計画的に人権教育を行うよう指示しております。  
引き続き、全学校園において、それぞれの実態に応じた「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」の立案ならびに具体的な取組みの推進に努めてまいります。

平成30(2018)年度には、各校において同和教育の一層の充実を図ることができるように、「学力の基礎としての人権教育個別の課題の実践デザイン～同和教育～」の実践資料集を作成しました。この資料については、すべての教職員が個々の端末で閲覧・活用できるように、大阪市教育センターの教職員ポータルサイトへ掲載しています。  
教育委員会としては、今後も引き続き、「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」に基づき、各学校園が作成した「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」をその実態に応じた具体的な実践としてすすめられるよう支援するとともに、年度末には各学校園の取組みの評価を集約し、まとめてまいります。そして、発行しました実践例の活用をさらに進め、より一層の人権教育の推進に努めてまいります。

次号へ続く